

船橋市市制施行 90 周年記念ロゴマーク およびキャッチコピー募集要項

1. 趣旨

昭和 12 年の市制施行により誕生した船橋市は、令和 9 年 4 月 1 日に市制施行 90 周年を迎えます。この節目を迎えるにあたり、これまでの歩みを振り返るとともに、未来への願いを込めた記念事業を令和 9 年度に実施する予定です。

そこで、記念事業と併せて、市制施行 90 周年をさらに盛り上げていくとともに、市内外へ広く発信するため、記念ロゴマークおよびキャッチコピーを募集します。

記念ロゴマークおよびキャッチコピーは、90 周年を象徴し、今後の市制施行 100 周年に向けて、未来へ「つなぐ」、そして多くの市民や市に関わる人たちを「つなぐ」という想いを込めて、市の行事や出版物に使用するほか、市民・事業者の皆さまのポスターやパンフレット等、さまざまな場面でも活用していただく予定です。

2. 募集内容

- (1) 船橋市市制施行 90 周年記念ロゴマーク
- (2) 船橋市市制施行 90 周年記念キャッチコピー

3. 応募資格

船橋にゆかりのある方、船橋を応援したい方（どなたでも可）

- ・プロ、アマは問いません
- ・応募時に満 18 歳未満の方は、保護者の同意を得てから応募してください

4. 募集期間

令和 8 年 10 月 15 日（木）から令和 8 年 11 月 15 日（日）まで
（【郵送】11 月 15 日（日）消印有効）

5. 応募規定

- (1) ロゴマーク・キャッチコピー共通 ※生成 AI の使用不可
 - ・ 90 周年であることがイメージできるもの
 - ・ 船橋らしさを感じることができるもの
- (2) ロゴマーク ※フリー素材の使用不可
 - ・ 未来へつながる前向きなデザインであるもの
 - ・ 明るく、親しみやすいデザインとし、視覚的にわかりやすいもの
 - ・ 白黒（単色）での使用や、縦・横 20mm 程度に縮小しても識別可能なもの
 - ・ デザインの縦横比および色数の指定はありません

(3) キャッチコピー

- 全体で 20 文字以内のもの
- 歴史や人を「つなぐ」ことがイメージできるもの
- ひらがな、カタカナ、漢字、アルファベット、数字、記号が使用できます

6. 応募方法

- (1) オンライン申請（電子データ）または(2) 郵送・持参（手書き）で提出してください。
- お一人につき、何作品でもご応募いただけます。
- ロゴマークおよびキャッチコピーの両方に応募することもできます。

(1) **オンライン申請（電子データ）**による応募の場合

- ① 以下の 2 次元コードまたは URL より、オンライン申請ページへアクセスし、入力フォームに必要事項を入力してください。
- ② ロゴマークの作品は、オンライン申請ページ内にアップロードして提出してください。
- ③ ロゴマークの作品のファイル形式は、JPEG・PNG・PDF のいずれかとし、データのサイズは、5MB（メガバイト）以内としてください。
- ④ キャッチコピーの作品は、入力フォームに直接入力してください。

オンライン申請はこちら



<https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/apply-procedure-alias/somukikaku>

(2) **郵送・持参（手書き）**による応募の場合

- ① 応募用紙に必要事項を記入し、郵送または持参にて提出してください。
- ② 応募用紙 1 枚につき、1 作品としてください。
- ③ ロゴマークおよびキャッチコピーの作品は、応募用紙の枠内に描画・記入いただくか、別途 A4 用紙に作品と氏名を記入のうえ、応募用紙と一緒に提出してください。
- ④ 作品の背景は白色とし、作品に重ならないように「上下」を示してください。
- ⑤ 作品は返却いたしませんので、必要に応じて控えをとってください。

【郵送先・持参先】

〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25
船橋市 政策企画課 総務企画係 宛

※封筒に、「ロゴマーク・キャッチコピー応募」と記入してください。

※持参の場合は、下記開庁時間内に船橋市役所 9 階の政策企画課まで持参してください。

開庁時間：月曜から金曜までの午前 9 時～午後 5 時（祝休日を除く）

7. 選考方法

庁内の 1 次選考等を経て選定された候補（ロゴマーク・キャッチコピー各 5 作品）について、市民投票を実施し決定する予定です。

8. 表彰・記念品

（1）最優秀賞【採用作品】（ロゴマーク・キャッチコピー各 1 作品）

船橋市長からの感謝状および記念品（船橋の特産品等、3 万円相当）を贈呈します。

（2）優秀賞（ロゴマーク・キャッチコピー各 1 作品）

船橋市長からの感謝状および記念品（船橋の特産品等、1 万円相当）を贈呈します。

（3）特別賞（ロゴマーク・キャッチコピー各 3 作品）

記念品（船橋の特産品等、3 千円相当）を贈呈します。

9. 結果発表

令和 9 月 2 月中旬頃 発表（予定）

- ・ 最優秀賞【採用作品】、優秀賞および特別賞を受賞された方に直接通知するとともに、市のホームページおよび「広報ふなばし」等で発表します。
- ・ 選考過程や選考結果、選考理由についての問い合わせには対応できませんので、あらかじめご了承ください。

10. 応募に関する注意事項

- ・ 応募作品は、第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのない自作の未発表作品に限ります。
- ・ 生成 AI およびフリー素材を使用した作品は応募できません。
- ・ 応募時に満 18 歳未満の方は、保護者の同意が必要です。応募時に、保護者の氏名および「応募に同意します」欄にチェックを記入してください。
- ・ 次の内容に該当する、あるいは該当する恐れがあると市が判断した作品は、応募者に通知することなく審査対象から除外します。
 - ① 公序良俗に反するもの
 - ② 企業名や商品名等の広告宣伝を目的とするもの
 - ③ 政治目的・宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝または勧誘を意図するもの
 - ④ 個人、企業、団体等を中傷するもの、プライバシーを侵害するもの
 - ⑤ その他、不適切な内容、表現が含まれているもの
- ・ 応募作品について、第三者から権利侵害等の損害賠償が提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。市では一切の責任を負いません。なお、応募作品に関連して、市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。

- 応募された作品の著作権、商品化権、二次使用権、商標化権その他一切の権利は、無償で譲渡するものとし、本市に帰属するものとします。また、その使用に関して、著作者は著作者人格権を行使できないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。
- 応募作品は、採用・不採用に関わらず返却はしません。
- 応募者の個人情報、応募者への問い合わせ、受賞の連絡等、本事業の実施に関してのみ使用するものであり、利用目的以外に本人の同意なく個人情報を開示・公表することはありません。
- 採用作品の使用にあたっては、必要に応じてデザインや色彩等の一部を変更する場合があります。
- 制作や応募等にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。
- データ送信時の事故等で作品が届かなかった場合や、不可抗力による事故および問題が発生した場合、市は一切の責任を負いません。
- 応募内容や応募作品に関し、虚偽や違反等があった場合は、受賞作品の発表後でも受賞を取り消すことがあります。
- 本募集要項に取り決めのない事項については、市の判断により決定します。
- 応募の時点で、本募集要項に同意いただいたものとします。

1 1. 問い合わせ先

〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25

船橋市 政策企画課 総務企画係

電話番号 : 047-436-2932

電子メール : seisaku@city.funabashi.lg.jp

船橋市市制施行 90 周年記念ロゴマークおよびキャッチコピー応募用紙

応募規定（必ずご確認ください）

共通	ロゴマーク	キャッチコピー
・90 周年であることがイメージできるもの ・船橋らしさを感じることができるもの ・生成 AI の使用不可	・未来へつながる前向きなデザインであるもの ・明るく、親しみやすいデザインとし、視覚的にわかりやすいもの ・白黒（単色）での使用や、縦・横 20mm 程度に縮小しても識別可能なもの ・デザインの縦横比および色数の指定はありません ・フリー素材の使用不可	・全体で 20 文字以内のもの ・歴史や人を「つなぐ」ことがイメージできるもの ・ひらがな、カタカナ、漢字、アルファベット、数字、記号が使用できます

以下記入欄

作品の別 ※どちらかに○	①ロゴマーク	②キャッチコピー
応募作品		
作品の説明		

- ▶ 応募用紙 1 枚につき、1 作品としてください
 ▶ 枠内に収まらない場合は、別途 A4 用紙に作品と氏名を記入のうえ、本応募用紙と一緒に提出してください

ふりがな			
氏名			
住所	〒		
年齢		電話番号	
電子メール			

※満 18 歳未満の方は、保護者の同意を得たうえで以下も記入してください

ふりがな		保護者の同意 ☒ を記入
保護者氏名		☐ 応募に同意します

ご応募いただいた時点で募集要項に同意いただいたものとします

（募集要項は、表面の 2 次元コードから取り出せるほか、市政企画課でも配布します。）